



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）5月22日

戸籍にフリガナが記載されます

～戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます～

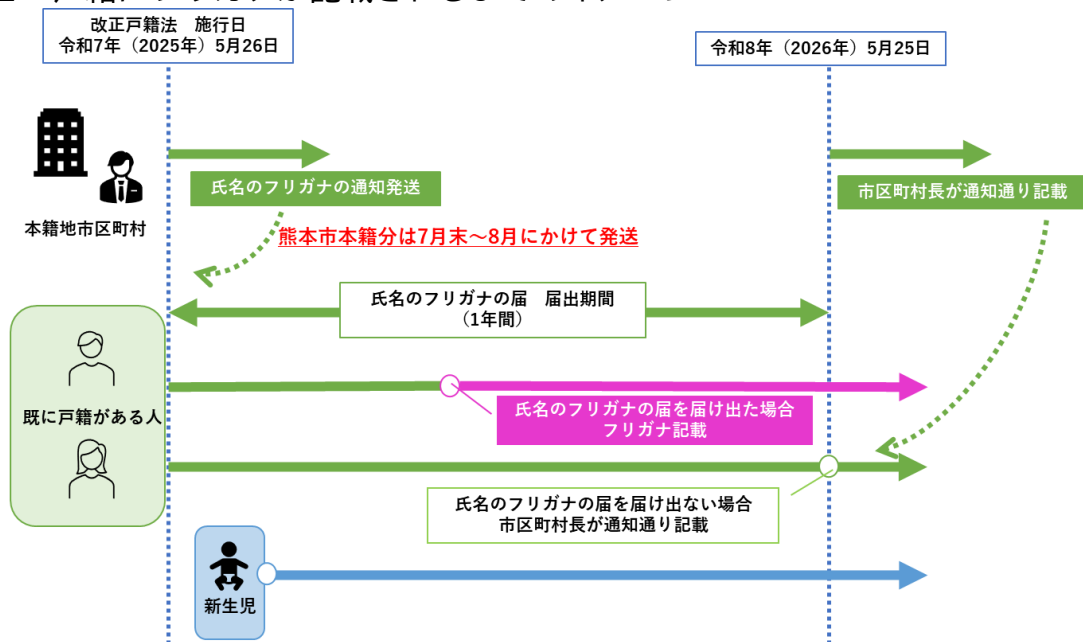
令和7年（2025年）5月26日に、戸籍にフリガナを記載するための改正戸籍法が施行されます。戸籍にフリガナを記載することで、行政サービスのデジタル化の促進、本人確認情報としての利用、不正防止につなげます。

本市は7月末～8月にかけて、戸籍に記載する予定のフリガナの通知を発送します。通知のフリガナが誤っている場合、氏名のフリガナの届出が必要です。必ずご確認ください。

1 フリガナの通知・届出

- ・本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。通知のフリガナが正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。
※本籍地とは、戸籍をおいている市区町村になります。現在お住まいの市区町村と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ・令和7年（2025年）5月26日から令和8年（2026年）5月25日までの間、氏名のフリガナの届出をすることができます。通知を待たずに届出を行うことも可能です。
- ・氏名のフリガナの届出がなかった場合、令和8年（2026年）5月26日以降に、通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されます。

2 戸籍にフリガナが記載されるまでのイメージ



3 届出方法

届出はオンライン、窓口、郵便の方法で届出が可能です。

○オンラインでの届出 マイナポータル上の「氏名のフリガナの届出」トップページからログインをして届出

※届出には、マイナポータルアプリがインストールされたスマートフォン、マイナンバーカード、ログイン・読み取り用の暗証番号（数字4桁）、電子署名用の暗証番号（半角英数字6～16桁）が必要です。

○窓口での届出（書面） 届書に必要事項を記入してお近くの窓口へ提出

※熊本市の各区役所区民課、各総合出張所（芳野分室含む）でお届け可能です。

○郵便での届出（書面） 本籍地の市区町村役場へ直接郵便で提出

※書面で届出の場合の届書用紙は、窓口での配布もしくはホームページからのダウンロードにより入手可能です。

※令和7年（2025年）5月26日以降に出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される方については、この手続によらず、出生届や帰化届等の届出時に併せてフリガナを届け出ることとなります。

4 詐欺にご注意

フリガナの届出にあたって、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。

① 届出に手数料はかかりません。

② 届出をしなくても罰則はありません。

不審に思われたらお住まいの市区町村担当窓口等にご相談ください。

（参考：別添チラシ）

5 戸籍のフリガナに関するお問い合わせ先

○制度趣旨等、一般的な問合せ

法務省コールセンター 0570-05-0310

- ・ 設置期間：令和7年5月26日～令和8年5月26日
- ・ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで
- ・ 休業日：土日祝日、年末年始

○マイナポータルによる届出の操作等に関する問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

- ・ 受付時間：平日 午前9時30分～午後8時00分まで
 土日祝日 午前9時30分～午後5時30分まで
- ・ 休業日：年末年始

○通知の不通など個別事情に関する問合せ

本籍地の戸籍担当係までお問い合わせください。なお、本市における問い合わせ先は下記のとおりです。

中央区役所区民課	096-328-2249
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

※7月1日から、フリガナに関する本市コールセンターを設置予定です。

※添付資料 法務省リーフレット

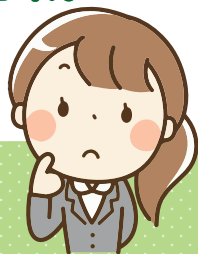
【お問い合わせ先】

文化市民局 市民生活部 戸籍住民課

電話：０９６－３２８－２０３１

課長：倉本 文代

なぜ、氏名の フリガナが記載 されるの？



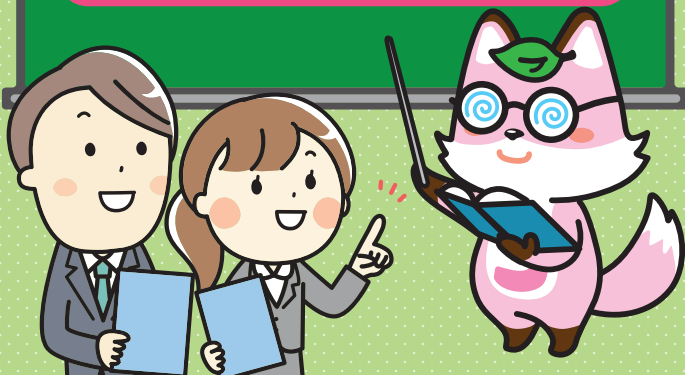
今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

戸籍に氏名のフリガナが記載されることで、以下のような効果が期待されます。

行政サービスのデジタル化の促進

本人確認情報としての利用

各種規制の潜脱行為の防止



戸籍に氏名のフリガナが 記載されるまで

①改正戸籍法の施行（令和7年5月26日）

②記載する予定のフリガナの通知 （①の日以降）

本籍地の市区町村長から、③で記載する予定のフリガナを通知します。誤りがないか必ずご確認ください。
誤りがあれば、フリガナの届出をしてください。
誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されますので、ご安心ください。

③市区町村長によるフリガナの記載 （令和8年5月26日以降）

令和8年5月25日までに届出がなかった場合、②で通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。
なお、この方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます（市区町村に届出をした後にフリガナを変更するには、家庭裁判所の許可を得て、届出をする必要があります）。

令和7年5月26日から
戸籍にフリガナが
記載されます

フリガナの通知を 必ず確認しよう！



戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」

法務省民事局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3580-4111（代表）

制度の詳細はこちら

戸籍 フリガナ



法務省民事局

本籍地の市区町村長
から戸籍に記載される
予定のフリガナが通知
されるから
必ず確認してね！



通知のフリガナが
誤っていたら届出
をしてね！
オンラインでの
届出が便利だよ



通知のフリガナが
正しいときは、届出
をしなくても通知の
とおり戸籍に記載
されるから大丈夫！



①本籍地の 市区町村長による通知

本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。

通知は、令和7年5月26日以降送付されますので、**通知が届いたら必ず内容を確認してください。**

通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

②氏名のフリガナの届出

令和7年5月26日から令和8年5月25日までの間、氏名のフリガナの届出をすることができます。

オンライン（マイナポータル）での届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

③市区町村長による氏名の フリガナの記載

②の届出がなかった場合、令和8年5月26日以降に、①の通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されます。

届出に手数料はかからないよ！
また、届出をしなくても罰則
はないから安心してね！



もう少し詳しく！



届出することができるのは…

氏名のうち、名のフリガナは各人が届け出ることができます。氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出をすることができますが、配偶者などと相談するのが望ましいです。

届出する場合には…



他の行政手続（例：パスポート、年金）等において既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

出生等で新たに戸籍に記載 される方のフリガナは…



令和7年5月26日から、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」というルールが設けられます。

例えば、（1）漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）、（2）漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方（例：高をヒクシ）などは認められない場合があります。

2025年5月26日 改正戸籍法施行

2025年5月以降、
戸籍に記載する予定の
氏名のフリガナが
通知されます

フリガナが
誤っている場合は
届出をしてください

詐欺に御注意ください
フリガナの届出に当たって
法務省や市区町村に金銭を支払うよう
要求することはありません

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は必ず届け出る必要がありますが、このフリガナの届出に手数料はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。



コセキツネ

不審に思ったら...

- ・お住まいの市区町村担当窓口
 - ・最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
 - ・消費者ホットライン 188 (いやや!)
- ※お近くの消費生活センター等を御案内します

改正戸籍法の施行について 詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE



警察庁
National Police Agency



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan